

## 令和4年度第1回千葉県総合支援協議会相談支援専門部会 議事概要

1 日 時 令和4年7月8日（金）午前10時から正午

2 場 所 千葉県庁議会棟1階第1、第2会議室

3 出席委員

寺田部会長、飯田副部会長、朝比奈委員、伊藤委員、尾出委員、小池委員、佐藤委員、館山委員、田中委員、山岡委員、山崎委員、渡辺委員

4 議 事

(1) 第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

事務局から資料1-1、2、3により説明。

[質疑]

- ・ 資料3-3で圏域別の計画相談支援事業所数が521と示されているが、一部の圏域については、事業所数が少なくアドバイザーとして訪問したこともある。県全体では昔は300か所程度であった。県のホームページでは、専門の職員がいる事業所が100か所程度とされている。(寺田部会長)  
→ 資料3-3は市町村ごとの指定数を積み上げた資料である。また、県ホームページに掲載しているのは、県が実施している相談支援従事者研修の専門コースの修了者が在籍する事業所を掲載している。(事務局)
- ・ 資料1-2の障害児の相談支援について、令和3年度は相談支援専門員や療育支援事業関係者等に適切な療育につながるよう働きかけを行っていないとされているが、課題は何なのか。新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、福祉と教育など制度間の縦割りの問題があり、課題をしっかりと整理して取り組んでもらいたい。(田中委員)  
→ 昨年度において特段の取組がなかったところであり、本年度は昨年度実施していない集団指導等を通じた働きかけや、県教育委員会を含め関係分野に対しても働きかけを行ってまいりたい。(事務局)
- ・ 資料1-2において、相談支援専門員一人が対応できる適正な利用者の数などを踏まえた十分な配置ができるよう国に対して報酬の見直し等を行っていくとされているが、県として相談支援専門員の一人当たりの利用者数等を示してもらえると予算の確保や事業者への働きかけが行いやすい。(小池委員)  
→ 御指摘の件については、国の社会保障審議会障害者部会の議論等を踏まえ、厚労省の担当と協議したが、相談支援専門員の一人当たりの目指すべき利用者数については各ケースの軽重により異なってくるため、一義的に示すのは難しいとのことであった。  
(事務局)  
→ 報酬については、相談支援専門員の一人当たりで1か月平均35件を超えると減算となる。(伊藤委員)

- 1か月に担当できるケースはどのくらいか。(寺田部会長)
- 動きがあるケースは月に10ケースも担当できない。(朝比奈委員)
- 相談支援専門員1人当たりの利用者数といっても、その要因として事業所の守備範囲の問題なのか、相談支援専門員の質の問題なのか等が絡まって難しいと思う。  
一方で、各市町村におけるサービス利用計画の策定率やセルフプランの率、各事業所や相談支援専門員の担当ケース等の把握が必要であり、また、事業所の守備範囲の問題なのか、相談支援専門員の質の問題なのかといった感覚的な分析も必要と考える。  
(山岡委員)
- 基幹相談支援センターが相談を受けたケースについてケアマネを探すのに時間を要している。事業所数は増加しているが、新規ケースを受けていない、兼務の業務が多くて対応しきれっていないという実態があるのではないかと。計画相談支援従事者数も増加となっているが果たしてA評価なのか、実態を把握すべきではないかと。(朝比奈委員)
- ・ 資料5の相談支援アドバイザーの名簿を拝見すると、登録から時間が経過し今でもアドバイザーを担っていただけるかといった方も散見される。また、千葉リハビリテーションセンターなど医療的ケアに係るアドバイザーを加えた方がよい。暮らしの場支援会議に出席されている先生方も登録していただきたい。加えて、アドバイザーの分野をもっと詳細に記載してもらいたい。(飯田副部会長)
- この制度は平成19年から開始されているが、登録して以来、県から全く連絡をとっていない方々も多かったため、本年度は全員に連絡をとらせていただいた。毎年度こうした取組は必要と考える。また、アドバイザーの活用について資料5のとおり6月に各市町村宛て通知を行っており、数件のお問合せをいただいているところである。  
(事務局)
- 医療的ケアに関しては、本年7月に医療的ケア児等に関する相談にワンストップで対応する千葉県医療的ケア児等支援センター「ぽらりす」の相談窓口を千葉リハビリテーションセンターにて開所した。また、医療的ケア児等コーディネーターが配置されている相談支援事業所等について、県のホームページに掲載している。(鈴木課長)

## (2) 次期千葉県障害者計画の策定について

事務局から資料2により説明。

### [質疑]

- ・ ヒアリングの対象団体に障害児支援を行う団体がないように思われる。放課後等デイサービスについては課題が山積であり、営利事業者が参入し開設したり廃止したりで翻弄されている。相談支援事業所が呼び込みを行っているような事例も聞いている。障害児支援を行う団体の意見聴取をしっかりと行っていただきたい。(田中委員)
- 事業所や施設の質の問題については、要件を満たしていたら指定を行わざるを得ないという準則主義とした国の責任が大きい。質の担保が可能となるよう、市町村のフィルターをかける等していかないと事業所数がただ増えるばかりになってしまう。  
(寺田部会長)

- ・ 次期計画の期間については3年間か。国の審議会では延長するような議論も伺っている。(小池委員)
- 原則3年間ではあるが、自治体の裁量で延長できるような議論となっている。県としては、議論の経過を注視しながら検討していくこととしている。決まったら情報提供させていただく。(事務局)

### (3) 地域課題の解決について

寺田部会長から資料3-1により議題の趣旨について説明の後、提案・意見を提出された委員から趣旨説明を実施。

[質疑]

「相談する側のエンパワメントについて」

- ・ 相談支援事業所を当事者や家族がしっかりと選べるよう、利用者・保護者のエンパワメントが必要と考える。ケアマネジメントがこういうものという発信を行い、それが保護者等のエンパワメントにつなげられないか。(田中委員)

「計画相談支援について」

- ・ 計画相談支援について、計画の策定率やセルフプランの率、事業所における相談支援専門員等の配置数、相談支援専門員一人当たりの担当ケース数の調査を行ってはどうか。また、数の問題とは別に、質の問題として事業所の守備範囲やフィルター、相談支援専門員の質などについてブレインストーミングのようなものを基幹相談支援センター連絡会と合同で行ってはどうか。(山岡委員)

「基幹相談支援センター及び相談員の人材育成について」

- ・ 本年度に設立された基幹相談支援センター連絡会について説明願いたい。(佐藤委員)
- 資料3-3に基幹相談支援センターの一覧を示させていただいたが、このうちほとんどのセンターが参加し本年4月に設立された。今後は、県域や県内4つのブロックにおいて勉強会等を実施予定。(事務局)
- 設立されて間もないこともあり具体的な動きは今後となる。現状においては基幹相談支援センターの人材育成がメインとなるであろう。(伊藤委員)
- ・ 基幹相談支援センターに困難事例を持ち込んだところ、そんな力はないという市があったが、それはないだろう。センターでシャットアウトはどうかと思う。一方で、市町村側にも言い分があると思うので、そこに県としてサポートができればよいと考える。(飯田副部会長)
- 千葉市中央区の基幹相談支援センターでは、困難事例に係る協議等は一緒に行っている。(伊藤委員)
- 複数の相談員がいる計画相談支援事業所は受入の力がある。基幹相談支援センターについても、分野別で分かれていたり、サテライトのように分かれているとすきまができるのではないか。センター間で連携する体制が必要と考える。(山岡委員)
- 困難事例を持ち込める場があるとよい。市川市では自立支援協議会にぶら下がり、

ケアマネが事例を持ち込める場がある。飯田副部長が提出した意見は重層的支援体制に関する事例と思われるが、困難事例は障害の分野を超えることがほとんどであり様々な対応を求められる。軽度知的や境界層の方が虐待する側となることがあり、障害への理解について、高齢や子供の分野への発信を行わないと事例のつまりが出てしまう。(朝比奈委員)

- 総合相談は時代の流れであると考え。基幹相談支援センターで計画相談支援は行っているか。(寺田部長)
- 千葉市ではセンターの業務と計画相談の切り分けを行うことが原則であるが、一方で相談員の兼務という現実があり、その場合は対応が難しい。それぞれ専任が望ましい。(伊藤委員)
- 中核地域生活支援センターについても、当初は24時間365日相談対応を行うことを主眼としていたが、地域の事業所の育成や市町村への専門的助言という視点も加わることとなった。(寺田部長)
- 中核センターが直接支援ではなく、計画相談支援事業所のプロセスに伴走する時期に来ていると考える。(朝比奈委員)
- 山武圏域の基幹相談支援センターでは計画策定は行わない。計画策定支援事業所のバックアップを行い、要所要所で関わる形としている。相談支援事業所が複数あるイメージである。(山岡委員)
- 計画相談支援事業所において、困難事例を基幹相談支援センターに相談できるのは心強いと考える。センターのスキルが市町村によって異なると思うが、一緒に考えてくれるとよい。センターが計画相談事業所をコーディネートしてくれるとありがたい。(山崎委員)
- 基幹相談支援センターの職員の育成は重要である。(寺田部長)
- 基幹相談支援センターの中には計画相談の経験がない職員もいるが、サービス利用につながらない方をセンターが対応する、計画相談に伴走するという手法もある。地域にもよるのではないか。(伊藤委員)
- 基幹相談支援センターの偏差のようなものはまとめていただければと考える。  
(寺田部長)
- 相談員の人材育成ビジョン、キャリアパスのようなものが見える化できるとよい。  
(山岡委員)
- 看護分野では、人材育成について日本看護協会がクリニカルラダーを作成し、病院や施設で使えるようにしている。(渡辺委員)
- 基幹相談支援センターの課題を県が吸い上げてはどうか。設置促進に向けてこうしてはどうかといったものを県が打ち出してはどうか。(飯田副部長)
- 基幹相談支援センターには課題もあるが成功事例もあり、そうしたものを打ち出してはどうか。(佐藤委員)

「困難事例の対応、地域の自立支援協議会への県協議会委員の参加について」

- ・ 相談者にはいつでもどこでも相談したいというニーズがある。時間等を伝えてもそのルールは理解されない。(舘山委員)

- 24時間365日対応というが、どこが担うのかという課題がある。(寺田部会長)
- 緊急案件は年間40件程度であり、警察が絡むケースがほとんどである。(伊藤委員)
- 緊急とは何かというのは難しい。ケースとの関係性の問題でもある。電話が夜かかってくるのは昼の生活がうまくいっていないことが多く、こうしたモニタリングは必要ではないか。(朝比奈委員)
- 地域の自立支援協議会が地域の問題を吸い上げられていない、市町村から県へのルートもできていないのは課題である。(寺田部会長)
- 事例検討の場を地域で作っていただき、そこに県の委員が参加するのがよいのではないか。(朝比奈委員)

「総括」

- ・ 今回の意見を一旦整理して、具体的な方法を示さないと地域が動かない。次回、具体的な課題の検討に進めていきたい。
- ・ 調査が必要であるが、委員の皆様にも参加していただきたい。

(寺田部会長)

(4) その他

(発言なし)

※次回は本年秋に開催予定。